

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）、福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）及び福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年福岡県条例第40号）を改正することを勧告する。

I 令和6年4月の民間給与との比較による給与改定等のための関係条例の改正

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額をの
限度を 311,200 円とすること。

(イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額をの
限度を 60,800 円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師及び研究職給
料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額をの
限度を 46,300 円とする
こと。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 期末手当

a b 以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月
分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.05月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.25月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

II 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

ア Iの1の(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。
新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

イ 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるも

の及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の県職員給与条例第7条第3項又は警察職員給与条例第7条第2項（以下「県職員給与条例第7条第3項等」という。）の規定による昇給は、県職員給与条例第7条第3項等前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、県職員給与条例第7条第3項等後段の規定の適用を受けない場合に限りに行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(2) 諸手当

ア 扶養手当について

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、県職員給与条例第12条第4項、警察職員給与条例第11条第4項又は学校職員給与条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

イ 単身赴任手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

ウ 管理職員特別勤務手当について

管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

エ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について

定年前再任用短時間勤務職員に対し、県職員給与条例第13条の2の2の規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ず

る手当を支給すること。

2 任期付研究員条例の改正

- (1) 第1号任期付研究員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (2) (1)の管理職員特別勤務手当の額は、(1)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 管理職員特別勤務手当について

- ア 特定任期付職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(2) 特定任期付職員の特別給について

- ア 特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給すること。
- イ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。
- ウ 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- エ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

4 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の改正

暫定再任用職員に対し、県職員給与条例第13条の2の2の規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅱについては、令和7年4月1日から実施すること。

2 扶養手当に係る所要の措置

Ⅱの改定に伴う扶養手当の見直しについて、所要の経過措置を講ずること。